平成２３年（フ）第３０２０号
大阪市都島区内代町４丁目３番39号　第三加島マンション201号
債務者　峰　　摂
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０２１号
大阪府茨木市島３丁目９番27号
債務者　齋藤　利政
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０３６号
大阪府寝屋川市国松町17番９号
債務者　竹藤さつみ
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０４１号
大阪府八尾市北久宝寺２丁目１番３―201号
債務者　今掛　　忍
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３号
広島県三次市十日市南７丁目７―36、住民票上の住所広島県三次市君田町石原254番地
債務者　滝口　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第２６号
青森県上北郡おいらせ町三本木125番地１
奥入瀬西団地Ｋ―１
債務者　安ヶ平美智子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第３１号
青森県三戸郡五戸町大字上市川字十文字辻５番地２
債務者　横田　夕貴
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第３２号
青森県三沢市新町２丁目121番地106号
債務者　吉田　大輔
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第３３号
青森県十和田市東二十二番町23番32号　第２グリーンハイツ７号
債務者　吉田　　智
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第２３７号
名古屋市西区貴生町107番地の１　アルタシオン703号
債務者　櫻井　　洋
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８８８号
名古屋市瑞穂区仁所町２丁目１番地　寿荘Ｊ号
債務者　松山　好友
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８２号
愛知県安城市藤井町新切23番地
債務者　高橋　　剛
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
愛知県岡崎市板屋町223番地２　城西ハイツ505
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
愛知県安城市明治本町３番２号　市営住宅Ｂ―408
債務者　川上　美春
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１号
長崎県南松浦郡新上五島町間伏郷110―69、住民票上の住所広島県広島市西区三滝本町１丁目14番７―101号
債務者　渡邊　大地
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第３５９号
札幌市西区発寒７条７丁目１番18号
債務者　進藤　文子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８９号
札幌市東区北51条東７丁目３番４号　クレール517―201号
債務者　武田　幸代
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部